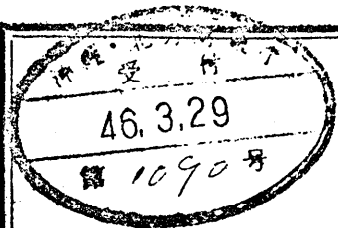


# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 毒ガス  
問題 第2次移送

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43781">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43781</a>

(4) 現地球政府の再建請



沖局第1121号

昭和46年3月24日

沖縄・北方対策庁長官 殿

沖縄・北方対策庁沖縄事務局長



要請文の転送について

毒ガス移送に関し、琉球政府総務局長より別添のとおり依頼があつたので、転送方よろしくお取り計らい願います。

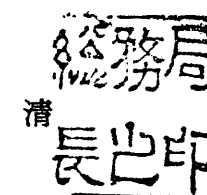
日本 政府

総渉第 57 号

1971年3月19日

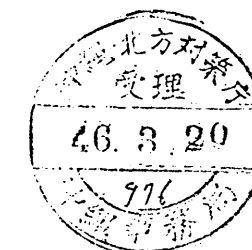
沖縄・北方対策庁  
沖縄事務局長 殿

琉球政府  
総務局長 富川



要請文の転送について(依頼)

みだしのことについて、~~内閣総理大臣~~、外務大臣、総務長官あての要請文を別添のとおり送付しますので、よろしく願います。



琉球政府

12月  
27日  
5月  
16日  
20日  
21日

第2次以降の毒ガス移送に際して本土政府へ要請する事項

- 1 別紙米国政府に対して要求する事項について、対米交渉を強力に行ない住民ならびにその生活の安全を確保すること。
- 2 本土政府においても、その責任において住民ならびにその生活の安全を確保するための適切な措置を講ずること。
- 3 琉球政府の要請する専門家をして、必要な期間現地において撤去対策にあたらせること。
- 4 毒ガスが全面撤去されたかどうかについて、日米琉3政府で確認することができるよう対米交渉を行なうこと。

(注) 3/19(金)

準備委 新田善記書記より入手

第2次以降の毒ガス移送に際して米国政府に要求する事項

- 1 沖縄に貯蔵されている毒ガスの全量を完全に撤去するまでのスケジュールを明らかにし、その際、移送する毒ガスの性状、種類、数量及び容器の種類並びに解毒の方法を明らかにすること。
- 2 移送の日時、方法及び移送する毒ガスの種類、数量及び容器の種類を移送の都度少なくとも30日前に明らかにすること。
- 3 米本国における毒ガス移送に際しての安全基準及び米国民に対して採られている安全対策を明らかにし、沖縄においても同様の措置を講ずること。
- 4 移送経路は極力居住地域をさけること。
- 5 琉球政府の指名する者の調査及び立会い(容器の点検、積み降ろしの監視立会いを含む。)を認めること。
- 6 毒ガスが全面撤去されたかどうかについて日米琉3政府で確認すること。
- 7 安全対策上住民の避難を必要とする場合は、その避難及び補償に要する経費は、米国政府において負担すること。

## 琉球政府の当面とるべき措置

- 1 米国に対する要求、本土政府に対する要請を別紙のとおり行ない、安全対策の万全を期す。
- 2 組織体制を強化する。
- 3 関係市町村、団体および機関との連絡体制ならびに協力関係を強化する。
- 4 安全対策について、早急に専門家の指導助言を受け、必要な対策を講ずる。
- 5 広報活動を積極的に行なう。

大任 次  
 米屋 手  
 PHILIP  
 北 策 一 課 長

新外務省

沖・北対第1083号

昭和46年3月30日

外務大臣官房長 殿

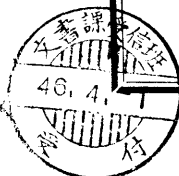
沖縄・北方対策庁長官



毒ガス移送に関する要請について

標記について、琉球政府総務局長より別添のとおり依頼があつたので、送付します。

総務官
総務
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務



沖縄・北方対策庁

B-5 上質55年(100枚天のり)

943

総渉第 57 号

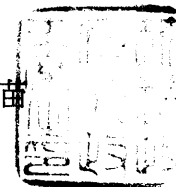
1971年3月19日

日本政府

外務大臣 愛知揆一 殿

琉球政府

行政主席 屋良朝苗



毒ガス移送に関する要請について

沖縄に貯蔵されている毒ガス兵器の撤去については、早期安全撤去を実現するため、米国政府との外交交渉および専門家の当地派遣等特別のご高配を賜わり、感謝申し上げます。

去る1月13日に行なわれた、第1次移送計画が無事故のうちに完了したとはいえ、今後撤去される毒ガスが多量であること、また危険度の高い致死性ガスが含まれていることなどから、沖縄県民は、撤去に関連してその安全性を強く訴えております。

つきましては、県民の強い不安を取り除き、早期・安全・完全撤去が実現されるよう、次のことを要請いたします。

- 1 別紙米国政府に対して要求する事項について、対米交渉を強力に行ない住民ならびにその生活の安全を確保すること。
- 2 本土政府においても、その責任において住民ならびにその生活の安全を確保するための適切な措置を講ずること。

琉球政府

3 琉球政府の要請する専門家をして、必要な期間現地において撤去対策にあたらせること。

4 毒ガスが全面撤去されたかどうかについて、日米琉球政府で確認することができるよう対米交渉を行なうこと。

第2次以降の毒ガス移送に際して米国政府に  
要求する事項

- 1 沖縄に貯蔵されている毒ガスの全量を完全に撤去するまでのスケジュールを明らかにし、その際、移送する毒ガスの性状、種類、数量及び容器の種類並びに解毒の方法を明らかにすること。
- 2 移送の日時、方法及び移送する毒ガスの種類、数量及び容器の種類を移送の都度少なくとも30日前に明らかにすること。
- 3 米本国における毒ガス移送に際しての安全基準及び米国民に対して採られている安全対策を明らかにし、沖縄においても同様の措置を講ずること。
- 4 移送経路は極力居住地域をさけること。
- 5 琉球政府の指名する者の調査及び立会い(容器の点検、積み降ろしの監視立会いを含む。)を認めること。
- 6 毒ガスが全面撤去されたかどうかについて日米琉球政府で確認すること。
- 7 安全対策上住民の避難を必要とする場合は、その避難及び補償に要する経費は、米国政府において負担すること。

軍長 殿

(東京の海軍)

中件にうづまは、文書に回覧をせよと  
高也大軍を遣い、かつるに、中土政府に  
之を器成候と書し、信に申すに、何れも  
あれと、信かまる信も、一に、  
是に、あち、あち、あち、あち、あち、  
と、あち、あち、あち、あち、あち、

④